

進路だより

北九州市立特別支援学校
北九州中央高等学園 進路支援部
令和5年9月14日(木)
第16号

◆計画相談支援の案内◆

進路だより15号で「障害支援区分」と「認定調査(訪問調査)」についてお伝えしましたが、本号では、「特定相談支援事業所」についてお伝えします。

○「特定相談支援事業所」とは

特定相談支援事業所とは、主に下記の支援を行う障害福祉サービスです。

- ①本人の生活に対する意向や悩みを聞きながら、障害福祉サービス等利用計画案を作成。
- ②利用計画に沿ったサービスを提供するため、障害福祉サービス事業者との連絡調整。
- ③障害福祉サービスが適切に提供されているかの確認及び利用計画の定期的な見直し。

※①の利用計画は、区役所が障害福祉サービスの支給決定を行う際、参考にします。

上記の①～③の全てを提供する事業所で、本人が希望する事業所を選び、

直接契約を結びます。「セルフサービス」と言って自分自身が障害福祉サー

ビス等利用計画案を作成したり、障害福祉サービス事業者との連絡調整

したりする方法もありますが、今後の諸々の手続きや支援を受ける意味でも

「特定相談支援事業所」と契約を結ぶと、適切な助言などいただくことが

できます。なお、この障害福祉サービスは、何らかの障害福祉サービス事業所と契約を結び、

障害福祉サービス事業を利用している方々に限定されます。障害福祉サービス事業を利用して

いない方々は、利用できません。



○「特定相談支援事業所」利用対象となる方は

卒業後、日中の障害福祉サービス事業所(就労継続A型事業所や就労移行支援事業所など)を利用する方や現在「放課後等デイサービス」や「短期入所(ショートステイ)」の障害福祉サービス受給者証を持ち、利用している方々です。

◆『障害者雇用』について◆

『障害者雇用』という言葉をよく聞くことが多いかと思いますが、

『障害者雇用』は、あくまでも雇用の段階で特別に障害者枠で雇用さ

れるだけなので、『障害者雇用』といっても障害福祉的なサービスを受

けられることは、基本的にはありません。企業に入社すれば、一般雇用

で入社された他の方々と同じ条件で働くことが求められます。

一般的に企業は、障害者雇用した方に、個人的に特別に支援する職員を雇用していません。

障害者手帳を持っていても、企業就労のみでは、障害福祉的な支援を受けられることはで

きません。障害福祉的な支援を受けることができるのは、障害福祉サービス事業を利用して

いる方に限られます。

